

## 八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年6月30日（火）午後3時00分から午前3時43分

2. 開催場所 八代市役所仮設庁舎 東棟2階21号会議室

3. 出席委員（18人）

会長	1番	白石勝敏
	2番	中野敏憲
	3番	松本秀昭
	4番	萩本一浩
	5番	平野英明
	6番	光永信一
	7番	高野康喜
	8番	門田静子
	9番	中村道一
	10番	田口一廣
	11番	中村和人
	13番	杉本秀雄
職務代理者	14番	本田友治
	15番	吉永安圭美
	16番	萩本厚生
職務代理者	17番	内田孝光
	18番	深田 智
	19番	寺田 浩

4. 欠席委員（0人）

5. 出席推進委員（16人）

釜賀義孝  
本田あゆ子  
福島正一  
齊藤光幸  
中西千代志  
石岡孝士  
吉田寛実  
石田雄一  
吉田友彦  
林田孝介  
増田武夫  
宮崎 潔  
松田英次  
村上寿啓  
黒田浩一郎

松田林一

## 6. 議事日程

- 第1 議案第13号 農地法第3条（委員会）について
- 第2 議案第14号 農地法第4条（知事）について
- 第3 議案第15号 農地法第5条（知事）について
- 第4 議案第16号 農地法第5条事業計画変更申請について
- 第5 議案第17号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第6 議案第18号 【中間管理権：基盤法】基盤強化法第19条による農地  
中間管理権の取得（農地利用集積計画の公告）について

## 7. 農業委員会事務局職員

局長 泉 宜孝  
局次長兼係長 山本康博  
参事 橋本周斉  
参事 泉 正裕  
主事 桑野 直

## 8. 会議の概要

事務局長	<p>皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、今から始めさせていただきたいと思います。着座にて説明の方を致します。</p> <p>今回も新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、前回同様、国・県が示した新しい生活様式を用いまして、総会の開催に関し、注意事項を申し上げます。</p> <p>御発言につきましては、会場あちら1か所に設けております、スタンドマイクの場所にて発言をしていただきますよう、よろしくお願い致します。</p> <p>また、総会時間の短縮や議事録の作成の観点から、簡潔明瞭で発言していただきますよう、併せてよろしくお願い致します。</p> <p>委員の皆様方には御不便をおかけしておりますけれども、御理解と御協力をお願い致します。</p> <p>それでは、ただ今から6月の総会を開会したいと思います。</p> <p>本日は全農業委員さん出席ということで定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事に進行をして頂きます。よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>皆さん、こんにちは。今日は、足元の悪い中、この総会に御出席下さいまして、ありがとうございます。</p> <p>早速ですが、ただ今より6月の農業委員会総会を始めます。</p> <p>最初に、本日の議事録署名委員を指名致します。</p> <p>16番 萩本厚生委員、17番 内田孝光委員にお願い致します。</p> <p>それでは、議事に入ります前に、訂正があるようですので、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、事務局から議案書の訂正について、御説明致します。</p> <p>皆さん、お手元の議案書6ページを御覧下さい。</p> <p>議案第15号、農地法第5条の規定による許可申請についてを御覧頂きたいと思っております。</p>

申請番号13番につきまして、申請者の譲受人、〇〇〇〇さんとなっておりますが、こちらのほうの譲受人が、妻との連名、〇〇〇〇さんでの申請となりますので、訂正方よろしくお願い致します。  
事務局からは、以上でございます。

議 長

それでは、次、議事に入ります。  
議案書のとおり進行しますので、よろしく申し上げます。  
議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第13号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可申請について、議案書1ページのとおり付議致します。  
今月の所有権移転申請は、贈与が3件、売買による取得が1件ありました。地目は、田が3,839平方メートル、畑が55平方メートル、計3,894平方メートルです。  
内容につきましては、議案書記載通りです。これらは農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。御審議方よろしくお願い致します。

議 長

ただ今事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。  
1番、泉、お願いします。

推進委員

泉担当の松田です。1番の議案につきまして、先般26日、農業委員の寺田委員と〇〇さん立会いの下、現地を視察致しました。  
場所は、泉町下岳地区でございまして、〇〇〇〇〇〇〇〇がある所のすぐ近くであります。  
今回、今まで10年来、〇〇さんが管理されている所の土地を、〇〇さんから受けるという形で申請がございました。〇〇さんと〇〇〇さんは、〇〇さんの妹さんが〇〇〇さんの奥さんだそうでございますので、別に何ら問題はないかと思いません。御審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

2番、昭和、お願いします。

推進委員

昭和の齊藤です。2番について説明致します。  
先週、松本委員と現地の確認に行きました。  
場所は、昭和の北のほうに位置していて、ほぼ〇〇〇〇のそばになります。譲受人の〇〇さんの息子さんも、もう就農されていまして、規模拡大の希望をしており、〇〇さんに御相談、ということです。なお、〇〇さんは、もう離農されておりまして、その契約については、何ら問題ないと思われまます。御審議方よろしくお願い致します。

議 長

3番、坂本、お願いします。

推進委員

この前、坂本担当の林田ですけれども、27日の日に農業委員の中村和人さんと現地に行きまして、それで土地所有者である名義人の〇〇〇〇〇〇さん、これは2筆ありまして、所有者が〇〇〇〇〇〇さん、もう一つの方は、〇〇さんということで双方の方に立ち会っていただきまして、現地は坂本西部、今泉のバス停から北西側へ

△△メートル行った所の、33平米の土地と22平米の細長い土地です。

そこは、今現在、〇〇さんと〇〇さんが、それぞれ半々ぐらいに占有しておられます。〇〇さんが占有されている名義の畑の名義が〇〇さん、〇〇さんが占有しておられる畑の名義が〇〇さん、ということで結局、占有している方の名義に合わせる、実態に合わせる、ということです。

それで、現地に行きまして、所有者の〇〇さんと〇〇さんに、立ち会っていただき、それで何ら異存はないと。周りとのトラブルもない、ということでしたので、別に不許可にすべき理由もありませんので、3条1項の許可は可能ではないかと思っております。よろしく申し上げます。

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

挙手全員ということで、認めることといたします。よって、申請を許可いたします。

議案第14号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

すみません、最初に、議案書の訂正と申しますか、追加記入をお願い致します。

議案書2ページの表がありますけれども、左から5列目です。農振と書いてある欄の下が、空欄になっておりますけれども、農振とは直接的に関係ないですが、ここは「用途地域」と追加して、記入をお願い致します。

用途地域の漢字については、4ページにも出て来ますので、その4ページの農振の欄の列にも、用途地域と書いてありますので、その字を、2ページの5列目、農振の欄に追加して、記入を頂ければと思います。

それでは、改めまして、議案第14号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案書2ページの通り付議します。

今月の申請は1件で、その内容は議案書記載の通りです。

事務局からは、農地転用許可の立地基準について、説明致します。

1番の案件は、都市計画の用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と考えます。なお、この案件は無断転用でしたが、追認許可を得るための始末書が添付されています。

次に、一般基準についても、農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、許可は可能と考えます。

それでは、御審議方よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局から、説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、代陽・太田郷、お願いします。

推進委員

太田郷の田口です。ここは25日に渡邊委員と現地を確認して参りました。

場所は、大村橋から〇〇の方に向かって△△△メートル位、いわゆる〇〇〇〇か

ら〇△△メートル位の所にあります。周りは既に宅地になっていまして、ここだけが今度される、ということで、何ら問題はないと考えております。御審議をよろしくお願いいたします。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることといたします。よって、申請を許可致します。

議案第15号、農地法第5条の規定による許可申請について、御審議いただきませんが、6番の案件については、後にあります利用計画変更と同一条件ですので、その時、一緒に審議をお願い致したい、と思います。

では、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第15号、農地法第5条の規定による許可申請について。

議案書3ページから7ページのとおり付議致します。

今月の申請は、所有権移転が14件、賃借権が3件、使用貸借権が3件、合計の20件で、内容につきましては、議案書記載の通りです。

それでは最初に、農地転用許可の立地基準について説明致します。

1番から3番の案件は、概ね10ヘクタール以上の広がりのある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また土地選定の代替性についても、検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と考えます。なお、3番の案件は、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が、添付されております。

次に、4番の案件は、農用地区域内にある農業用施設用地に用途区分されている農地のため、許可は可能と考えます。

4ページ、お願いします。

次に、5番及び7番、8番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と考えます。なお、6番の案件は、事業計画変更が同時に申請されておりますので、後の議案第16号で説明致します。

5ページ、お願いします。

次に、9番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替性については検討済みであり、許可は可能と考えます。

次に、10番及び11番の案件は、概ね10ヘクタール以上の広がりのある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替性についても、検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と考えます。

次に、12番から、6ページ、お願いします。

6ページの15番までの案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区

分され、許可は可能と考えます。なお、14番の案件は、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が、添付されております。

次に、16番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の、小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替性については検討済みであり、許可は可能と考えます。なお、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が、添付されております。

7ページ、お願いします。

次に、17番の案件は、八代市千丁支所から概ね300メートル以内に位置する農地のため、第3種農地に区分され、許可は可能と考えます。なお、一部、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が、添付されております。

次に、18番の案件は、八代市鏡支所から概ね500メートル以内に位置する農地のため、第2種農地に区分されます。既存の宅地を拡張するものであり、土地選定の代替地はなく、許可は可能と考えます。なお、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が、添付されております。

次に、19番の案件は、農用区域内にある農業用施設用地に用途区分されている農地のため、許可は可能と考えます。

最後に、20番の案件は、八代市東陽支所から概ね△△△メートル以内に位置する農地のため、第2種農地に区分されます。既存の宅地を拡張するものであり、土地選定の代替地はなく、許可は可能と考えます。

次に、一般基準について説明致します。

農地転用の確実性や周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないこと、また今まで悪影響を及ぼしていないことなどから、全ての案件が、許可は可能と考えます。

それでは、御審議方よろしくお願い致します。

議長

ただ今事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、郡築、お願いします。

推進委員

郡築の釜賀です。1番について説明を致します。

6月12日に行政書士さんより電話がありまして、三番町の町内長さんと3名で現地の確認をしてきました。

現在、三番町公民館の駐車場スペースが、2台と狭いために、〇〇さんの農地を買い上げ、駐車場を造りたいということでございます。

場所ですけれども、郡築の県道沿いでございますので、何ら問題ないと思えます。よろしくをお願いします。

議長

2番、郡築、お願いします。

推進委員

郡築の福島です。2番について説明致します。

この土地は、郡築小学校と八代七中の〇〇〇〇の県道から△△メートルぐらい行った所の農地でございます。

用水路も排水路もない農地で、ここに個人住宅を建てる、ということでしたが、私が見に行ったところ、何ら問題はないと思えます。御審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

3番、郡築、お願いします。

推進委員

郡築の本田です。3番と4番と続けて説明致します。

この2つの件について、調査を行ったところ、譲渡人と譲受人は親子であり、譲受人の長男も一緒に働いていますが、アパートから通っていますし、子供も成長し、これから家族経営していくために、同居用に建て替える計画を立てました。しかし、今の敷地面積が不足ということでの申請でした。

4番は、親子三代と外国人労働者〇〇〇での農業経営で、倉庫を使っただけの休憩などをしていました。しかし、手狭であり、これから事業拡大に伴い、労働者の増員、資材や機材なども増えることが見込まれることからの申請でした。

3番、4番とも、親子三代で安定した農業経営をされていますし、将来的にも有効に利用されるものと判断できます。したがって、担当委員として、何ら問題はないと思います。御審議方よろしくお願い致します。

議長

5番、八千把、お願いいたします。

推進委員

八千把の担当の中面です。番号5番、7番、8番、9番について説明します。  
5番は、古閑中町の区画整理区域内、〇〇〇〇〇の隣の造成済みの農地で、ここに〇〇〇〇〇〇〇〇を建設しても何ら問題がないと思います。  
7番は、古閑中町の区画整理区域内、〇〇〇〇建売住宅で、何ら問題がないと思います。  
8番も、古閑中町の区画整理区域内、〇〇〇〇〇〇〇建売住宅で、何ら問題がないと思います。  
9番は、場所的には、古閑浜町の〇〇〇〇〇〇〇〇の△△△メートル西側に当たり、現況は畑として利用されている農地で、ここを駐車場として利用しても何ら問題がないと思います。審議、お願いします。

議長

10番、代陽・太田郷、お願いします。

推進委員

太田郷の田口です。10番、11番、12番について説明を致します。  
25日に、渡邊委員と、現地を調査して参りました。  
10番の日置町△△△△番は、八代駅の〇〇〇〇〇から千丁の方へ△△△メートルぐらい行った所にありまして、周りは三方とも家に囲まれております。  
11番も同じところにありまして、隣合わせになっております。  
それから、12番は、〇〇〇〇西側△△△メートルぐらいの所にありまして、周りは既に住宅地が建ち並んでいる状態で、ここに転用しても、何ら問題がないと考えております。御審議をよろしくお願い致します。

議長

13番、宮地、お願いします。

推進委員

宮地担当の石岡です。申請番号13番について御説明致します。  
申請地は、新幹線の側道を北西ですかね、北の方向に△△△メートル位行ったところの西側に当たりまして、申請地の周りの市道の北側も南側も、住宅が建っております。何ら問題はないと思われまので、よろしく御審議お願い致します。

議長

14番、植柳・麦島、お願いします。

推進委員

14番について説明致します。植柳・麦島担当の吉田です。  
6月28日、農業委員の中村さんと現地調査を行いました。  
場所は、植柳新町、南部幹線より東へ約△△△メートル東側となります。ここに個人住宅を建てたいとのこと。この案件につきましては、当委員として、何ら

	<p>問題がないとは思いますが、審議の方よろしくお願い致します。</p> <p>続きまして、16番について説明致します。</p> <p>同じく6月28日、中村委員と現地調査を行いました。</p> <p>場所は、八代工業高校より、南西へ△△△メートルぐらいの住宅地の中にあり、ここに借家及び駐車場として、利用をしたいとのことです。何ら問題はないと思いますが、審議の方よろしくお願い致します。</p>
議 長	16番、金剛、お願いします。
推進委員	<p>金剛の石田です。16番について説明致します。</p> <p>28日、農業委員の内田さんと現地調査を行いました。</p> <p>場所は、敷川内町を通る国道3号線沿いで、現在は○○となっております○○○ ○○、日奈久方面へ約△△△メートルの場所です。</p> <p>購入されました土地の中に一部、農地が残っており、また無断転用だったため、今回の申請となりました。国道沿いでもあり、周りも住宅に囲まれ、何ら問題ないと思います。御審議方お願い致します。</p>
議 長	17番、千丁、お願いします。
推進委員	<p>千丁の増田です。17番について説明致します。</p> <p>29日、深田委員、山口委員、私3名で確認致しました。</p> <p>申請地は、千丁小学校西側△△メートル以内に、貸人、借人は親子関係で、マイホーム建設を予定されているそうです。御審議の程、よろしくお願いします。</p>
議 長	18番、鏡、お願いします。
14番	<p>鏡担当の本田です。18番について説明致します。</p> <p>場所は、鏡町下村西開、県道14号線八代鏡宇土線の県道沿いになります。○○○○の南側△△メートルぐらいのところですよ。</p> <p>ここに、○○○○を経営されている所が、駐車場として利用したいということです。実は、ここは1年近く前より、駐車場として利用されておりましたので、始末書も添付されております。周りの農地に対して、支障ないものと考えております。御審議の方よろしくお願い致します。</p>
議 長	19番、鏡、お願いします。
推進委員	<p>鏡の松田です。19番について御説明申し上げます。</p> <p>場所は、鏡町宝出、八代松橋農免道路沿いで、ここから東へ△△△メートル位の所でございます。</p> <p>本申請者○○さんと○○会社○○○さんは親子でございまして、野菜、米の他、ライスセンターを運営しておられまして、規模拡大のために、またライスセンターを、近所は住宅地でございますし、○○のこともありますし、場所を変えたいということで申し出がありました。</p> <p>この前、本田委員と吉永委員さんと、現地を見て参りましたが、○○会社○○、○○○○○○のすぐ隣でございまして、住宅が○○さん1件でございまして、周りは家がありませんので、何ら問題はないと思われました。よろしくお願い致します。</p>
議 長	20番、東陽、お願いします。





の駐車場として利用したい、といった申請に変更になりました。何ら問題はないと思います。審議をお願いします。

議 長

この案件につきまして、皆さんから何か質問ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで認めることと致します。

議 長

議案第17号、農地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第17号、農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）を議案書9ページから34ページのとおり、付議致します。

今月は、貸借権設定が45件、面積は17万6,880.79平方メートル、所有権移転が5件、面積は1万6,520平方メートルです。

これら申請のあった案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当すると判断されます。なお、この基盤法により、農地中間管理機構へ譲渡した場合などは通常800万円、また買入協議により、農地中間管理機構に譲渡した場合には最高1,500万円まで税金の特別控除が受けられるなど、優遇措置が取れますので、農地として売買の相談があった場合には、事務局にお尋ねいただきますようお願いします。

来月7月の熊本県農業公社との農地の所有権移転は、7月16日木曜、17日金曜の2日間を予定しています。

現時点で関係する地区は、鏡町芝口、鏡町両出の予定です。地区の担当委員さんへは、農業公社との調整が出来次第、日程を連絡しますので、よろしくお願い致します。

以上です。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がなければ、これは農地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することと致します。

議案第18号、農地中間管理機構等による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第18号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理権の取得を、議案書35ページから37ページのとおり付議致します。

今月の農地中間管理権の取得は、貸借権設定が5件、使用貸借権設定が1件で、面積は4万7,679平方メートルです。これら申請のあった案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当すると判断されます。

議 長 議案第18号の説明につきましては以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問がなければ、これは農地中間管理機構等による農地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することと致します。

本日予定の議案は全て終了しました。  
今月は、地目変更届、農地法第18条第6項の規定による通知、合意解約の届出通知がありましたので、報告します。  
これをもちまして、6月の八代市農業委員会を閉会致します。  
皆様、お疲れさまでした。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名押印する。

令和2年6月30日

八代市農業委員会 会長 \_\_\_\_\_

八代市農業委員会 委員 \_\_\_\_\_

八代市農業委員会 委員 \_\_\_\_\_